○近江八幡市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱

平成２２年１２月２２日

告示第４２９号

改正　平成２３年３月１日告示第２８号

令和元年１０月３０日告示第１４１号

（趣旨）

第１条　市長は、地震による住宅の倒壊から市民の生命を守るため、居住者の生命の安全を守る機能を有する箱型又はベッド型の構造物（以下「耐震シェルター等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、近江八幡市補助金交付規則（平成２２年近江八幡市規則第５５号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象となる個人木造住宅）

第２条　補助対象となる耐震シェルター等を設置する個人木造住宅は、昭和５６年５月３１日以前に着工され、完成しているもので、申請日現在において耐震診断により構造評点０．７未満と診断されたものとする。ただし、近江八幡市木造住宅耐震改修事業等実施要綱（平成１６年近江八幡市告示第１０４号）、安土町木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業費補助金交付要綱（平成１６年安土町告示第１４１号）又は近江八幡市木造住宅耐震改修事業等実施要綱（平成２２年近江八幡市告示第２９２号）に基づく補助金の交付を受けていないものに限る。

（補助対象経費）

第３条　補助対象経費は、住宅内に設置する耐震シェルター等の本体及びその設置に要する経費とする。

（補助金額）

第４条　補助金額は、１戸当たり２０万円を限度とする。この場合、１，０００円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　耐震診断結果報告書の写し

（２）　見積書等の写し

（３）　耐震シェルター等の強度についての審査機関（財団法人日本建築総合試験所、財団法人日本建築防災協会等）が作成する書類又は実大構造実験結果に関する書類若しくは構造計算に関する書類

（補助事業実績報告）

第６条　申請者は、事業が完了したときは、個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業実績報告書（別記様式第２号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して３０日以内又は補助金交付決定があった日の属する年度の３月末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

（１）　領収書等の写し

（２）　写真（耐震シェルター等設置の施工前、施工中及び完成後）

（補助金交付請求）

第７条　申請者は、補助金の交付確定の通知を受けたときは、個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付請求書（別記様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２３年１月１日から施行する。

（平２３告示２８・旧付則・一部改正）

（要綱の失効）

２　この要綱は、滋賀県個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱（平成２２年６月１８日制定）が廃止された日限り、その効力を失う。

（平２３告示２８・追加）

付　則（平成２３年告示第２８号）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

付　則（令和元年告示第１４１号）

この告示は、告示の日から施行し、令和元年７月１日から適用する。

別記様式第1号(第5条関係)

個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

　　近江八幡市長　あて

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　印

　　　　　年度において個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業について、個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金を交付されるよう、近江八幡市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

　1　住宅の所在地

　2　建築年

　3　診断評点

　4　補助対象経費

　5　補助事業の完了予定日　　　　　　年　　月　　日

　6　関係書類

　　(1)　耐震診断結果報告書の写し

　　(2)　見積書等の写し

　　(3)　耐震シェルター等の強度についての審査機関(財団法人日本建築総合試験所、財団法人日本建築防災協会等)が作成する書類又は実大構造実験結果に関する書類若しくは構造計算に関する書類

　　注　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号(第6条関係)

個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業実績報告書

年　　月　　日

　　近江八幡市長　あて

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付け　　　　　第　　　　号で個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金の交付の決定の通知があった個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業について、近江八幡市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

　1　補助事業の完了日　　　　　　年　　月　　日

　2　関係書類

　　(1)　領収書等の写し

　　(2)　写真(耐震シェルター等設置の施工前、施工中及び完成後)

　注　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号(第7条関係)

個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付請求書

金　　　　　　　　　　　円

　　　　　年　　月　　日付け　　　　　第　　　　号で額の確定の通知があった個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、近江八幡市個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

　　　年　　月　　日

　　近江八幡市長　あて

請求者　住所

氏名　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先金融機関名 | 銀行　　　　　　　　　　　本店(所)信用金庫　　　　　　　　　　　支店(所)農協　　　　　　　　　　　出張所　信用組合　　　　　　　　　　　　　　　 |
| (金融機関コード) | 　 | (支店コード) | 　 |
| 預金種別 | 1　普通(総合)　　2　当座 |
| 口座名義 | フリガナ |
| 口座名義人名 |
| 口座番号(右づめで記入して下さい。) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

　注　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第１号（第５条関係）

（令元告示１４１・一部改正）

別記様式第２号（第６条関係）

（令元告示１４１・一部改正）

別記様式第３号（第７条関係）

（令元告示１４１・一部改正）